

京都市告示第194号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月29日

京都市長 門川大作

道路の種類                    市道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山陰街道	西京区川島滑樋町131番地地先から 同町57番地の3地先まで	旧	メートル 13.70	メートル 16.50 ~ 29.50
		新	13.70	22.00 ~ 31.00
川岡経157号線	西京区川島滑樋町92番地の3地先から 同区川島六ノ坪町96番地の1地先まで	旧	935.30	16.55 ~ 27.50
		新	935.30	19.12 ~ 27.40
川島緯30号線	西京区川島滑樋町131番地地先から 同町57番地の3地先まで	旧	13.70	16.50 ~ 29.50
		新	13.70	22.00 ~ 31.00
川島自歩1号線	西京区川島滑樋町57番地の3地先から 同区川島六ノ坪町94番地の17地先まで	旧	936.80	4.10 ~ 7.20
		新	936.80	4.13 ~ 11.25
川島自歩2号線	西京区川島五反長町11番地の2地先内	旧	11.00	4.00 ~ 7.40
		新	11.00	4.00 ~ 8.03
川島自歩3号線	西京区川島五反長町36番地の2地先内	旧	11.20	4.00 ~ 10.00
		新	11.20	4.00 ~ 9.96

川島自歩4号線	西京区川島六ノ坪町29番地の2地先から	旧	10.60	4.00 ~ 8.20
	同町28番地の2地先まで	新	10.60	4.00 ~ 8.53

(建設局土木管理部道路明示課)